租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税２） （法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（地方税１）
		②	上記以外の税目	（所得税：外）（国税２） （個人住民税：外（自動連動））（地方税１）
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 １．農業経営基盤強化準備金 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用の建物・機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。 ２．農用地等を取得した場合の課税の特例 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。
				《要望の内容》 ・適用期限を令和９年４月１日～令和 11 年３月 31 日までの２年間延長する。 ・水田政策の見直しに伴う所要の措置　等
				《関係条項》 【法人】 ・租税特別措置法 第 61 条の２、第 61 条の３ 【個人】 ・租税特別措置法 第 24 条の２、第 24 条の３
5	担当部局			農林水産省 経営局 経営政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年6月～8月 分析対象期間：令和5年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯			平成 19 年度　創設 平成 21 年度　２年延長・拡充 ⅰ　適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税） ⅱ　特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税）

				平成 22 年度　拡充・縮減 ⅰ　対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ⅱ　適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 平成 23 年度　２年延長・対象交付金の見直し 平成 25 年度　２年延長・対象交付金の名称変更 平成 26 年度　対象交付金の見直し 平成 27 年度　２年延長・拡充・縮減 ⅰ　対象者に認定新規就農者（個人）を追加 ⅱ　対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加 ⅲ　環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外 ⅳ　特定農業法人（農業生産法人以外）を対象から除外 平成 29 年度　１年延長 平成 30 年度　２年延長・縮減 ⅰ　米の直接支払交付金を対象交付金から除外 ⅱ　特定農業法人（農地所有適格法人）を対象から除外 令和２年度　１年延長 令和３年度　２年延長・縮減 人・農地プランの中心経営体であることを対象要件に追加 令和４年度　対象者要件の見直し 農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、人・農地プランの法定化に伴う所要の規定の整備 令和５年度　２年延長・縮減 特定農業用機械等のうち取得価額が 30 万円未満の資産を除外 令和７年度　２年延長・縮減 対象となる農用地を地域計画の区域内に限定（令和８年度から適用） 証明書の写しを確定申告書に添付できるよう見直し
8	適用又は延長期間			令和９年４月１日～令和 11 年３月 31 日まで
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体の育成・確保を図ることで、担い手への農地集積・集約化を加速させる。
				《政策目的の根拠》 〇食料・農業・農村基本計画（令和７年４月閣議決定） 第４　食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 Ⅰ　我が国の食料供給 １．国内の食料供給 （１）水田政策の見直し ２．食料自給力の確保

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>（２）サスティナブルな農業構造への転換に向けた具体的取組</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>《大目標》
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
《中目標》
Ⅰ－１　我が国の食料供給
《政策分野》
① 国内の食料供給
② 食料自給力の確保</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>本措置の活用により、担い手である認定農業者等が農用地や農業用機械等の固定資産を計画的に取得することを促し、認定農業者等の規模拡大を実現させ、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体を育成・確保することで、担い手への農地集積・集約化を加速させる。
具体的には、本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画等に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度 80%以上となることを引き続き目指す。
また、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める地域計画の取組に基づき、令和７年４月 11 日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において目標とされた担い手の農地集積率を 2030 年度に７割とすることを目指す。なお、令和 10 年度までのすう勢値を 10④(2)の担い手が利用する農地面積の推移の面積割合実績の推計のとおり記載することとした。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>本措置の活用によって、担い手である認定農業者等が、経営所得安定対策等の交付金を積み立て損金算入することで、課税所得を減少させ投資意欲の向上を図る。これにより、農業経営改善計画等に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画等の目指す経営規模の拡大を実現することで、担い手への農地集積・集約化に資する。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>単位：法人
<table><tr><th>年度</th><th>農業経営基盤強化準備金</th><th>農用地等を取得した場合の課税の特例</th></tr><tr><td>令和　５（実績）</td><td>3,001</td><td>2,193</td></tr><tr><td>６（実績）</td><td>3,940</td><td>2,423</td></tr></table></td></tr>
</table>

7（見込）	4,167	2,487
8（見込）	4,407	2,552
9（見込）	4,407	2,552
10（見込）	4,407	2,552

【算定根拠】

※　令和５年度及び令和６年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 217 回国会、第 221 回国会提出）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用数。

※　令和７年度及び令和８年度の適用見込数は、前年度適用数に、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 204 回国会提出、第 221 回国会提出）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」に記載の令和元年度及び令和６年度の適用数を用いて算出した年間伸び率を乗じて算出。令和９年度及び令和 10 年度は令和８年度と同値とした。

適用見込数＝前年度適用数×（100%＋（年間伸び率））

見込みの算定根拠の詳細は別添１参照。

② 適用額

単位：億円

年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例
令和 5（実績）	247	186
6（実績）	386	223
7（見込）	364	210
8（見込）	332	192
9（見込）	332	192
10（見込）	332	192

【算定根拠】

※　令和５年度及び令和６年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 217 回国会、第 221 回国会提出）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用額。

※　令和７年度及び令和８年度の適用見込額は、前年度適用額に交付金増減率を乗じて算出。令和９年度及び令和 10 年度は令和８年度と同額とした。

適用見込額＝前年度適用額×（100%＋（交付金増減率））

見込みの算定根拠の詳細は別添１参照。

		③ 減収額	【国税及び地方税における減収額】 ［農業経営基盤強化準備金］ 単位：億円

	令和５年度（実績）	令和６年度（実績）	令和７年度（見込）	令和８年度（見込）	令和９年度（見込）	令和10年度（見込）
法人税	37.1	57.9	54.6	49.8	49.8	49.8
法人住民税	4.0	6.3	5.9	5.4	5.4	5.4
法人事業税	22.2	34.4	32.4	29.6	29.6	29.6

［農用地等を取得した場合の課税の特例］

単位：億円

	令和５年度（実績）	令和６年度（実績）	令和７年度（見込）	令和８年度（見込）	令和９年度（見込）	令和10年度（見込）
法人税	27.9	33.5	31.5	28.8	28.8	28.8
法人住民税	3.0	3.6	3.4	3.1	3.1	3.1
法人事業税	16.8	19.8	18.7	17.1	17.1	17.1

【算定根拠】

※　令和５年度及び令和６年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第217回国会、第221回国会提出）による。

※　令和７年度及び令和８年度の減収見込額は、前年度減収額に交付金増減率を乗じて算出。令和９年度及び令和10年度は令和８年度と同額とした。見込みの算定根拠の詳細は別添１参照。

		④ 効果

《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》

本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するもの。

測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況をみると、令和７年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画等に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は農用地で100%、農業用機械等で100%となっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している。

このように、令和７年度までは各年度において目標を達成したが、経営改善計画は、その目標年次を５年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。

担い手が利用する農地面積については、農地中間管理機構や各種事業等を総合的に講じることで担い手への農地の集積・集約化

を進めてきたが、農地の集積・集約化の気運があった平場での取組が一巡し、近年伸びが鈍化。今後は、地域計画の取組に基づき、令和７年４月 11 日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において目標とされた担い手の農地集積率を 2030 年度に７割とすることを目指し、引き続き本制度を含む関連施策を総合的に講じることにより、地域の農地の受け手である認定農業者等の担い手の規模拡大等を促す必要がある。

（１）固定資産の取得計画（農業経営改善計画等）と取得実績の推移

本措置は平成 19 年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも、令和８年度以降も目標を達成していくものと見込まれる。

		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度（推計）	令和９年度（推計）	令和 10 年度（推計）
農用地	取得計画	2,272ha	2,801ha	2,383ha	2,173ha	2,173ha	2,173ha
	取得実績	2,229ha	2,823ha	2,390ha	2,179ha	2,179ha	2,179ha
	（達成率）	98%	101%	100%	100%	100%	100%
農業用機械等	取得計画	4,947 台	5,218 台	6,762 台	6,165 台	6,165 台	6,165 台
	取得実績	4,913 台	5,173 台	6,772 台	6,174 台	6,174 台	6,174 台
	（達成率）	99%	99%	100%	100%	100%	100%

※　令和７年度までの実績値は、地方農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。令和８年度の推計値は、令和７年度と令和８年度の交付金増減率により算出し、令和９年度及び令和 10 年度は令和８年度と同数とした。

（２）担い手が利用する農地面積の推移

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度（推計）	令和９年度（推計）	令和 10 年度（推計）
面積割合目標	80.0%	80.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%
面積割合実績	60.4%	61.5%	62.1%	62.6%	63.1%	63.6%

※　農林水産省 経営局 農地政策課調べ。

※　令和７年度～令和 10 年度の目標値については、担い手の農地集積率を 2030 年度に７割（食料・農業・農村基本計画（令和７年４月閣議決定））とされたことから、同値とした。

※　令和７年４月末時点で 1,615 市町村、18,894 地区で策定されている地域計画により、担い手への集積面積の増加が見込まれるため、令和８年度以降の推計面積割合実績については、過去５年の平均増加率（0.82%）を前年の値に乗算して推計した。

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

令和５年度から令和７年度に準備金制度を活用する経営体に限定せず幅広に実施したアンケートにより、準備金制度の具体的な効果について、準備金制度を活用していると回答した 3,211 経営体から 5,642 の回答を得た。なお、当該効果について、複数回答としているため、各選択肢の回答数の合計と回答経営体数は必ずしも一致しない。

適用年度分	令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
(1)計画的な固定資産の取得ができる	1,476	74%	631	83%	343	75%
(2)手元現金（キャッシュフロー）の増加や資金繰りの改善による経営強化ができる	804	40%	456	60%	294	64%
(3)経営規模拡大に取組むことができる	649	33%	351	46%	194	42%
活用経営体数	1,996		757		458	

アンケートについて、準備金制度の具体的な効果のうち「(1)計画的な固定資産の取得ができる」又は「(3)経営規模拡大に取組むことができる」と回答した経営体は、本措置により計画的な取得が可能となったことから、これらの経営体において本措置が農用地等の取得に係る直接的誘因措置として機能していると言える。具体的には、令和５年度は 67%、令和６年度は 63%、令和７年度は 59%の直接的な効果があったと見込まれる。

※令和５年度：2,125(1,476+649)/3,183 回答=67%
令和６年度：982(631+351)/1,553 回答=63%
令和７年度：537(343+194)/906 回答=59%

このため、本措置の直接的な効果を以下のとおり推計した。

【準備金による固定資産の取得】

各年度の達成率に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

令和８年度は、令和５年度から令和７年度の直接的な効果分の平均値として推計。令和９年度以降は令和８年度と同数の効果があるものと推計した。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
農用地達成率	98%	101%	100%
うち直接的効果分	66%	64%	59%
農業用機械等達成率	99%	99%	100%
うち直接的効果分	66%	63%	59%

	令和８年度（推計）	令和９年度（推計）	令和 10 年度（推計）
農用地達成率	100%	100%	100%
うち直接的効果分	63%	63%	63%
農業用機械等達成率	100%	100%	100%
うち直接的効果分	63%	63%	63%

【担い手が利用する農地面積】

各年度の本措置による農用地の取得面積に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
農用地取得面積	2,229ha	2,823ha	2,390ha
うち直接的効果分	1,488ha	1,785ha	1,417ha

	令和８年度（推計）	令和９年度（推計）	令和 10 年度（推計）
農用地取得面積	2,179ha	2,179ha	2,179ha
うち直接的効果分	1,370ha	1,370ha	1,370ha

担い手への農地の集積・集約化は、本措置だけでなく、農地中間管理機構を通じた利用権設定など各種施策を総合的に講じることで達成を目指すものである。本措置においても、令和７年度に農用地 2,390ha のほか農業用機械等 6,772 台の取得が行われており、規模拡大や生産性の向上を通じた農業経営の改善に相当程度の役割を果たしている。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む。)】

※　アンケートは準備金制度を活用する経営体に限定せず幅広に実施した。実施時期は、令和５年度は令和６年３月～令和７年１月、令和６年度は令和７年１月～令和８年１月、令和７年度は令和８年１月～８月に実施。

※　一部複数回答としているため、各選択肢の回答数の合計と全体の回答数の合計等は必ずしも一致しない。

《租税特別措置等が延長されなかった場合の影響》

（分析対象期間：令和８年度～令和 10 年度）

本措置の今後の活用計画（令和７年度末ベース）は、以下のとおり。

農用地等の取得計画　　1,623 億円

準備金積立残高　　1,072 億円

今後の積立等必要額　　551 億円

※　税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。

※　「本措置の今後の活用計画（令和７年度末ベース）」とは、こ

れまでに準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画等の残りの計画期間における農用地等の取得計画の合計値である。

担い手の経営の安定化のためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業用機械等の導入には多額の投資を要することから、その投資額を蓄積する必要があるが、本措置が延長されない場合には、その投資額の蓄積が進まず、経営規模の拡大が困難となる。

その結果、認定農業者等の農用地等の計画的な取得が進まず、担い手への農地利用の集積に甚大な支障が生じるものと推測される。

また、「令和７年度エビデンスを創出するための調査委託事業のうち効果分析の実施報告書（農林水産省）」によって、本措置を活用した認定農業者等には活用していない認定農業者等に比べ、10 年間で 3.37ha の農業経営面積の拡大効果、13%の土地生産性向上（経営耕地面積当たりの売上高）の効果が得られた。この効果は、本措置活用者だけを用いた前後比較によるものではなく統計的手法を用いて比較対象を設定し、トレンドの影響や本措置以外の要因の影響を取り除いた政策効果（真水の効果）であり政策手段として機能しているものである。

《適用数(10①)が僅少等である場合の原因･有効性の説明》
－

⑤ 税収減を是認する理由等

ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金の損金算入及び農用地等の取得による圧縮記帳が認められる場合、農用地又は農業用機械等への投資による減収額が 14,659 百万円となる（いずれも令和７年度）。

（農用地への投資が 4,888 百万円、農業用機械等への投資が 31,564 百万円となり、農用地又は農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として 40,098 百万円となる。）

生産誘発額の内訳

・（直接効果）対象農用地・機械等の生産増加額 23,996 百万円
・（間接効果）鉄鋼・非鉄・金属製品等で 16,102 百万円

単位：百万円

		令和５年度（実績）	令和６年度（実績）	令和７年度（見込）	令和８年度（見込）	令和９年度（見込）	令和10年度（見込）
減収額	国 税	6,495	9,135	8,615	7,855	7,855	7,855
	地方税	4,601	6,409	6,044	5,511	5,511	5,511
	計	11,096	15,544	14,659	13,366	13,366	13,366
波及効果（総額）		28,695	31,027	40,098	36,560	36,560	36,560

				※　減収額の算出根拠は別添１参照 ※　経済波及効果の算定には、「令和２年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（98 部門）を使用 ※　経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添２参照 減収額が 14,659 百万円となるが、農用地、農業用機械等への投資による波及効果は 40,098 百万円と減収額を上回るため、是認できると考えられる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、経営所得安定対策等の交付金を積み立て、農業経営改善計画等に定めた農用地等の取得に充てる場合、損金算入を認めること等により、計画的な農用地等の固定資産の導入のための投資を促すものである。条件を満たせば確実に活用可能であり、各年度の予算額の制約の中、当該経営に配分されるかが予見できない補助金と比較し、認定農業者等の農用地等の計画的かつ確実な取得を促す効果が高い。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	経営所得安定対策等の交付金は、その使途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。 一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画等に従って、農用地等の取得等に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。
		③	地方公共団体が協力する相当性	農業は、地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、本措置を活用し、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画等に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画等の目指す経営規模の拡大を実現することで、地域農業の振興や地域経済の活性化に効果がある。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			事前評価　令和６年３月～８月（農水 01）

1. 減税見込額積算

（1）対象交付金増減率

対象交付金のR6年度予算額→R7年度予算額の増減率 ： (564,074百万円－598,117百万円）÷ 598,117百万円≒▲5.69%

対象交付金のR7年度予算額→R8年度予算額の増減率 ： (514,305百万円－564,074百万円）÷ 564,074百万円≒▲8.82%

（2）適用件数の算出

適用件数の算出　年間伸び率

	令和元年度	令和6年度	年間伸び率
適用件数計	5,105	6,363	4.50%
農業経営基盤強化準備金	2,977	3,940	5.77%
農用地等を取得した場合の課税の特例	2,128	2,423	2.63%

（3）法人税の適用総額・減税見込額の算出

R5年度	農業経営基盤強化準備金	247億円（R5年度適用総額）×15%（税率）＝37.1億円（減税額）
	農用地等を取得した場合の課税の特例	186億円（R5年度適用総額）×15%（税率）＝27.9億円（減税額）
R6年度	農業経営基盤強化準備金	386億円（R6年度適用総額）×15%（税率）＝57.9億円（減税額）
	農用地等を取得した場合の課税の特例	223億円（R6年度適用総額）×15%（税率）＝33.5億円（減税額）
R7年度（見込）	農業経営基盤強化準備金	386億円（R6年度適用総額）×（100%+▲5.69%（交付金増減率））×15%（税率） ＝54.6億円（減税額・見込）
	農用地等を取得した場合の課税の特例	223億円（R6年度適用総額）×（100%＋▲5.69%（交付金増減率））×15%（税率） ＝31.5億円（減税額・見込）
R8年度（見込）	農業経営基盤強化準備金	364億円（R7年度適用見込額）×（100%＋▲8.82%（交付金増減率））×15%（税率） ＝49.8億円（減税額・見込）
	農用地等を取得した場合の課税の特例	210億円（R7年度適用見込額）×（100%＋▲8.82%（交付金増減率））×15%（税率） ＝28.8億円（減税額・見込）
R9年度（見込）	農業経営基盤強化準備金	364億円（R7年度適用見込額）×（100%＋▲8.82%（交付金増減率））×15%（税率） ＝49.8億円（減税額・見込）
	農用地等を取得した場合の課税の特例	210億円（R7年度適用見込額）×（100%＋▲8.82%（交付金増減率））×15%（税率） ＝28.8億円（減税額・見込）
R10年度（見込）	農業経営基盤強化準備金	364億円（R7年度適用見込額）×（100%＋▲8.82%（交付金増減率））×15%（税率） ＝49.8億円（減税額・見込）
	農用地等を取得した場合の課税の特例	210億円（R7年度適用見込額）×（100%＋▲8.82%（交付金増減率））×15%（税率） ＝28.8億円（減税額・見込）

（減税見込額等算出の基礎としたデータについて）

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回・第221回国会提出）」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

2. 適用実績及び適用見込

（1）国税

区分		R5年度（実績）	R6年度（実績）	R7年度（見込）	R8年度（見込）	R9年度（見込）	R10年度（見込）
対象者数注1		22,000	22,865	23,558	24,272	24,272	24,272
適用件数（法人）注2	農業経営基盤強化準備金	3,001	3,940	4,167	4,407	4,407	4,407
	農用地等を取得した場合の課税の特例	2,193	2,423	2,487	2,552	2,552	2,552
適用総額（億円）注3	農業経営基盤強化準備金	247	386	364	332	332	332
	農用地等を取得した場合の課税の特例	186	223	210	192	192	192
減税見込額（億円）注4	農業経営基盤強化準備金	37.1	57.9	54.6	49.8	49.8	49.8
	農用地等を取得した場合の課税の特例	27.9	33.5	31.5	28.8	28.8	28.8

注1）対象者数は、農地所有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、R7年度以降は見込み値。

注2）R5年度及びR6年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書（第217回国会、第221回国会提出）」の適用件数を記載した。R7年度見込みはR6年度実績に1（2）で算出した年間伸び率を乗じて算出した。R8年度も同様の方法で算出し、R9年度及びR10年度はR8年度と同数とした。

注3）R5年度及びR6年度の適用総額は、「租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書（第217回国会、第221回国会提出）」の適用総額を記載した。R7年度見込みはR6年度実績に1（1）で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R8年度も同様の方法で算出し、R9年度及びR10年度はR8年度と同額とした。

注4）減税見込額については、注3の方法で算出した適用総額に法人税率（15%）を乗じて算出した。計算式は1（3）のとおり。

（2）地方税

区　分			R5年度（実績）	R6年度（実績）	R7年度（見込）	R8年度（見込）	R9年度（見込）	R10年度（見込）
対象者数注1			22,000	22,865	23,558	24,272	24,272	24,272
適用件数（法人）注2	農業経営基盤強化準備金		3,001	3,940	4,167	4,407	4,407	4,407
	農用地等を取得した場合の課税の特例		2,193	2,423	2,487	2,552	2,552	2,552
減税見込額（百万円）注3	農業経営基盤強化準備金	計	2,622	4,065	3,834	3,496	3,496	3,496
		道府県民税	57	90	84	77	77	77
		市町村民税	344	537	507	462	462	462
		事業税	1,621	2,510	2,367	2,158	2,158	2,158
		特別法人事業税	600	929	876	798	798	798
	農用地等を取得した場合の課税の特例	計	1,979	2,344	2,211	2,016	2,016	2,016
		道府県民税	43	52	49	44	44	44
		市町村民税	259	310	292	266	266	266
		事業税	1,224	1,447	1,365	1,244	1,244	1,244
		特別法人事業税	453	535	505	460	460	460

注1）対象者数は、農地所有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、R7年度以降は見込み値。

注2）R5年度及びR6年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書（第217回、第221回国会提出）」の適用件数を記載した。R7年度見込みはR6年度実績に1（2）で算出した年間伸び率を乗じて算出した。R8年度も同様の方法で算出し、R9年度及びR10年度はR8年度と同額とした。

注3）R5年度及びR6年度の減税見込額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書（第217回、第221回国会提出）」の影響額を記載した。R7年度見込みはR6年度実績に1（1）で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R8年度も同様の方法で算出し、R9年度及びR10年度はR8年度と同額とした。計算式は以下の通り。（農業経営基盤強化準備金の地方税計の計算式。その他の税目と農用地等を取得した場合の課税の特例も同様の方法で算出した。）

【農業経営基盤強化準備金】

R7見込＝4,065（R6実績）×（100－5.69）%＝3,834

R8見込＝3,834（R7見込）×（100－8.82）%＝3,496

（減税見込額等算出の基礎としたデータについて）

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会、第221回国会提出）」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

○「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書（第217回国会、第221回国会提出）」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の影響額

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 （金額）	②投入部門 （金額）
令和5年度	農業用機械 （21,331）	不動産 （4,550）
令和6年度	農業用機械 （22,581）	不動産 （5,324）
令和7年度	農業用機械 （31,564）	不動産 （4,888）
令和8年度	農業用機械 （28,779）	不動産 （4,457）
令和9年度	農業用機械 （28,779）	不動産 （4,457）
令和10年度	農業用機械 （28,779）	不動産 （4,457）